

2018年版『ウォーク問過去問題集 ① 法令編』の訂正につきまして

2018年9月14日

LEC書籍をご利用いただきましてありがとうございます。

『2018年版 出る順行政書士 ウォーク問過去問題集 ① 法令編』第1刷の記載につきまして、訂正がございます。大変おそれいりますが、下記の内容をご確認ください。

GD08507『2018年版 出る順行政書士 ウォーク問過去問題集 ① 法令編』第1刷

(p. 90) 問題 31 肢 1 解説 (1行目)

1 妥当でない 大日本帝国憲法では、「両議院は、全国民の

↓ (訂正)

1 妥当でない 大日本帝国憲法では、「両議院は、全国民を

(p. 244) 問題 93 肢 3 解説 (2行目)

786条3項の規定の趣旨に反して不相当に過大であり、財産

↓ (訂正)

768条3項の規定の趣旨に反して不相当に過大であり、財産

(p. 398) 問題 153 肢 3 解説 (1行目)

3 誤 「人事評価又は勤務の状況を照らす事実~~に~~照らして、

↓ (訂正)

3 誤 「人事評価又は勤務の状況を示す事実~~に~~照らして、

(p. 492) 問題 191 肢 3 解説 (3行目)

期を見通しを示すよう努めなければならない (9条1項)。

↓ (訂正)

期の見通しを示すよう努めなければならない (9条1項)。

(p. 622) 問題 248 肢 4 解説 (2行目)

処分、処分の執行または手続の続行により重大な損害を避け

↓ (追加)

処分、処分の執行または手続の続行により生ずる重大な損害を避け

(p. 624) 問題 249 肢 5 解説 (6行目)

となる。

↓ (追加)

となる (行政事件訴訟法14条3項本文)。

(p. 754) 問題 304 工 解説 (6行目～9行目)

議員の職を失う (127条1項第1文)。なお、~~都道府県の議会の議員は、住所を移したため被選挙権を失っても、その住所が同一都道府県の区域内にあるときは、そのために職を失うことはない (127条2項)。~~

↓ (2016年1月改正により削除/2017年6月施行)

議員の職を失う (127条1項第1文)。

(p. 928) 問題 374 肢 1 解説 (7行目)

「会社の設立の時」までに、発行可能株式総数の定めを置か

↓ (訂正)

「会社の成立の時」までに、発行可能株式総数の定めを置か

(p. 1060) 問題 421 【解説】 (下から7行目)

第2項)。もし、(ウ) 公表がなされていれば、必要な措置とし

↓ (訂正)

第3項)。もし、(ウ) 公表がなされていれば、必要な措置とし

(p. 1096) 問題 433 【解説】 (7行目)

示し、又は新たな権原により所有の意思をもって占有を始める

↓ (追加)

示し、又は新たな権原により更に所有の意思をもって占有を始める

(p. 1102) 問題 435 【解説】 (下から5行目)

当権の不可分性 (371条・296条)により、被担保債権全額の

↓ (訂正)

当権の不可分性 (372条・296条)により、被担保債権全額の

以上のように訂正してお詫びします。当方の制作上の不手際によりご迷惑をおかけしまして申し訳ございません。どうぞよろしく申し上げます。

LEC東京リーガルマインド 行政書士試験部